

福祉

交通事故被害者の家庭をサポート

独立行政法人自動車事故対策機構では、育成資金の貸し付けや、介護料の支給を行っています。

【育成資金の貸し付け】

自動車事故が原因で保護者が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなった家庭（生活困窮家庭）の児童を対象に、中学校卒業まで、無利子で育成資金をお貸ししています。

■金額 一時金155,000円、入学支度金44,000円、月額20,000円

【介護料の支給】

自動車事故が原因で、重度の後遺障害が残り、介護が必要な方に支給しています。

■金額 月額約30,000円〜130,000円

※重度後遺障害の程度による

■問い合わせ 独立行政法人自動車事故対策機構（高知県トラック会館内）

☎088-831-1817



月日がたつと、事の重大さが薄れていく。東北では、まだまだ大変な生活をされている方がいて、悲しい現実を受け入れ難い方がたくさんいる。

◆人権啓発テレビ 2月放送予定◆ 「プレゼント」(アニメ)

【番組名】プレゼント
【放送日】2月4日(土)・11日(土)・18日(土)
【放送時間】12時〜・20時〜(1日2回放送、各17分)
【放送局】香南ケーブルテレビ (アナログ3チャンネル・デジタル112チャンネル)
【問い合わせ】市役所人権課

税金

確定申告書等作成コーナーからe-Taxへ

申告書は国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で簡単に作成できます。

また、e-Tax(国税電子申告・納税システム)の手続きをすると、インターネットを利用して直接電子申告もできます。

◆e-Tax:ご自宅等のパソコンからインターネットを利用して、所得税・個人事業者の消費税(地方消費税を含む)の

申告、納税、法定調書、各種申請、届け出等をデータ送信できる便利なサービス

■e-Taxホームページ

http://www.e-tax.nta.go.jp

■国税庁ホームページ

http://nta.go.jp

■問い合わせ 市役所税務課

e-Taxをご利用の方へ

電子証明書の有効期限にご注意

●電子証明書の有効期限は3年間です!

有効期限が満了したとき、または住所、氏名、生年月日、性別のいずれかに変更があったときには、電子証明書は失効します。失効した場合には、国税の電子申告などの電子申請、届け出に使うことができません。使用の際は、有効期限をあらかじめご確認ください。

電子証明書の有効期限の確認方法は、電子証明書の発行時にお渡ししている「電子証明書」の写し、または公的個人認証サービスの利用者クライアントソフトの「証明書表示ツール」でご確認いただけます。

※カードに表記されているのは住民基本台帳カードの有効期限(10年)です。電子証明書の有効期限(3年)ではありませんので、ご注意ください。

年金

国民年金には任意加入制度があります

国民年金は、20歳から60歳までの40年間保険料を納めることにより、満額の老齢基礎年金(788,900円/平成23年度)が受けられます。また、保険料を納めた期間(免除や学生納付特例が認められた期間を含む)が25年以上なければ、年を取ってから年金を受けられません。

任意加入制度は、60歳までに受給資格期間を満たさない方や、受給資格期間が満たしていても、未納や未加入期間があるため減額となる年金をより満額に近づけたいという方のために、60歳以降も引き続き65歳まで国民年金に加入できる制度です。

なお、昭和40年4月1日以前生まれの方は、65歳までに受給資格期間を満たせなかった場合、特例的に70歳まで延長して任意加入することができます。ただし、任意加入の方には免除制度は適用されず、必ず保険料を口座引き落としにすることが義務付けられています。

農業

水稻農家の皆さまへ

24年産米の生産数量目標は、水田協議会を通じて生産者の方々に配分されます。

24年産米については、東日本大震災に伴う作付け制限等により、被災県から生産数量目標の引き渡し希望があることが予想されます。その場合、生産数量目標を引き受ける制度があり、本制度を利用される方は収穫量に応じた対価を支払う必要があります。

制度についてのお問い合わせは左記までお願いします。 ※本制度は生産数量が目標を上回った場合に限り必要となる制度です

■問い合わせ 香南市水田協議会

☎57-7535

市役所農林課

農業用水の水止めについて

物部川の町田堰より取水している農業用水の水止めについてお知らせします。

■期間 3月1日(木)8時〜3月7日(水)17時

■問い合わせ

物部川土地改良区連合 ☎55-2216



確定申告期間を前に、税務署職員の指導を受けながら、市長もe-Tax(電子申告)を体験しました。

■問い合わせ 南国年金事務所 ☎088-864-1111 市役所市民保険課

香南警察署

☎55-0110

2月は情報セキュリティ月間

◆インターネットを安全に使っていますか?



コンピュータウイルスの蔓延、個人情報の流出、サイバー犯罪の増加など情報セキュリティに関する問題が脅威になっています。パソコンやインターネットの情報セキュリティ(安全対策)について見直しましょう。

▼利用の際は、コンピュータウイルスの感染や個人情報の流出を防ぎ、不正アクセスの被害に遭わないようにしましょう。

▼サイバー犯罪(架空請求・不当請求メール等)に注意しましょう。

▼慌てて料金を支払わない!

(身に覚えのない請求は無視)

●メールを返信したり、問い合わせの連絡をしない

●証拠は保存しておく

▼インターネット掲示板ではマナーを守りましょう。

▼子どもがトラブルに巻き込まれないために!

高齢者の交通安全心得!

普段になげなく道路を通行していますが、「危ないな!」と思う人を見かけたりしませんか? 『人の振り見て我が振り直せ』です。いま一度、思い返してみてください。

▼高齢ドライバーの皆さん

個人差はありますが、加齢とともに身体機能や注意力が低下することを自覚して、より慎重な運転を心がけましょう。

体調の優れない日、夜間・雨の日などは運転を控えましょう。

▼高齢歩行者・自転車の皆さん

道路を渡る時は必ず左右の安全確認をしましょう。夕方・夜間に外出する際は、明るい色の服装に反射材を付けましょう。

(高齢者アドバイザー:岡崎由美)

年金の請求をお忘れてはありますか?!

お当たりのある方は、お早めにご相談ください!

1 年金の加入期間が25年未満の方へ

●年金の加入期間が25年未満の方でも、カラ期間※と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。

※カラ期間:サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間など

●生まれた年などにより、25年未満でも年金を受け取れる場合※があります。

※誕生日が昭和27年4月1日以前の生まれで、厚生年金の加入期間が20年以上の場合など

2 年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方へ

●70歳になっても、年金は自動に支払われません。●年金の受け取りを始めるには、年金の請求が必要です。

★ご相談は、お近くの「年金事務所」または、

「年金ダイヤル」0570-05-1165(※)までお願いします。 ※IP電話・PHSからは03-6700-1165にお電話ください

↓でも、月日が流れると、私たちはだんだん忘れていくのです。今回の広報の地震企画で、あらためて地震の怖さを知らされました。